

公共建築物点検及び建築設備点検業務委託仕様書

(契約の目的)

第1条 この仕様書は、春日部市立第4保育所、第5保育所、第6保育所、第7保育所、第8保育所及び庄和第2保育所の公共建築物点検及び建築設備点検業務委託（以下「業務」という。）に関し、春日部市（以下「発注者」という。）と業務受託者（以下「受注者」という。）との必要な事項を定めるものである。

(履行期間)

第2条 履行期間は、契約確定日から令和8年10月2日までとする。

(履行場所)

第3条 業務場所および点検対象は、次のとおりとする。

春日部市備後西1丁目13番1号	春日部市立第4保育所	建築設備
春日部市藤塚428番地1	春日部市立第5保育所	建築設備
春日部市牛島1276番地	春日部市立第6保育所	建築設備・建築物
春日部市栄町3丁目166番地	春日部市立第7保育所	建築設備・建築物
春日部市上蛭田82番地1	春日部市立第8保育所	建築設備
春日部市東中野1152番地	春日部市立庄和第2保育所	建築設備

(業務内容)

第4条 業務内容は、次のとおりとする。また、受注者は作業終了後遅滞なく公共建築物点検及び建築設備点検結果報告書及び委託業務完了通知書を提出し、確認を得るものとする。

- (1) 建築基準法第12条第2項及び同条第4項の規定に基づく建築物等の安全性確保のための点検に係る調査と報告業務を行うものとする。
- (2) 点検資格者は、1級建築士、2級建築士、各種検査員等の資格者証を有する者（特定建築物調査員資格者等）とする。
- (3) 点検内容および点検方法等は、建築基準法施行規則で定められたものとする。
- (4) 発注者は、直接作業に必要となる用水、電気は無償で供用するものとする。

(経費の負担区分)

第5条 経費の負担区分は、次のとおりとする。

業務に要する機械、器具及び資材等は、受注者の負担とする。

(報告書類の提出)

第6条 報告書類の提出は、定期点検終了後、建築基準法施行規則に定められた様式で作成し報告するものとする。

提出書類（サイズ：A4版 提出部数：2部 提出形態：ファイル綴り）

定期検査報告書

検査結果表

（支払方法）

第7条 発注者は、委託金額を次のように受注者に支払う。

支払方法は、業務終了後一括払いとする。

（異常及び事故報告）

第8条 建物内外に異常が認められた場合は、直ちに発注者に報告すること。また、事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、発注者及び関係者に報告すること。

（資料の貸与）

第9条 発注者が保有する資料は、資料借用書をもって受注者に無償にて貸与する。

ただし、万一資料に損傷を与えた場合は、受注者が責任を持って修復すること。業務完了後は内容を確認し、速やかに返却すること。

（協議）

第10条 この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議して定める。